

# 第二回東京都北区景観づくり審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成28年5月20日(金)  
午後2時～

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第一委員会室

◇ 出席委員 13名

会 長 北 原 理 雄

委 員 村 井 祐 二 永 沼 かつゆき 上 川 晃

さがら としこ 安 住 孝 史 遠 藤 千代美

木佐貫 正 宮 川 淳 子 松 浦 いづみ

渡 會 幸 治 浅 川 謙 治 早 川 雅 子

◇ 欠席委員 5名

副会長 横 張 真

委 員 石 川 小 枝

委 員 矢 吹 静 子

委 員 中須賀 淳

委 員 依 田 園 子

## 1. 開 会

(まちづくり部長)

皆さんこんにちは。定刻よりも少し早いのですが、ただいまから第2回東京都北区景観づくり審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員の紹介を行う。

## 3. 出席委員数の報告

(都市計画課主事)

※18名の委員のうち、現在13名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

## 4. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認を行う。

## 5. 議 事

(会長)

今日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

つい先日、桜が満開でということで、私も浮かれて、飛鳥山にお邪魔したのですが、もうすっかり散っていて、青葉も日に日に色が深くなってきており、ちょっと暑いかなという感じになってきましたが、緑の美しい景観を眺めて、改めてやはり北区はすばらしいなと思った次第です。

今日は、審議事項はないですが、報告事項に関して、これまで、また、この1年間やってきたことをご報告いただきまして、ぜひ、委員の皆さんから今後に向けての参考になるご意見等をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど事務局から報告がありましたように、本日の会議は有効に成立しています。

本日の議事録作成に当たって、議事録署名人を私のほかに委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

了解しました。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入ります。この審議会では、原則として公開で行うことに

なっております。今日は傍聴人の方はいらっしゃいませんか。

それでは、議題に入ります。お手元の資料の次第をご覧ください。

まず初めに、報告事項について、最初の「平成27年度 景観届出等の状況報告」について、事務局から説明をお願いします。

(都市計画課長)

それでは、平成27年度景観届出等の状況報告について、ご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

最初に、資料1-1、A4の横の資料になります。ご覧ください。

この届出は、北区都市景観づくり条例、これは旧条例ということで、昨年9月30日まで適用された条例ですが、それに基づきまして、建築行為等を行う場合に義務づけられているものでございます。

資料の中段から届出の対象となるものについては、お示しのとおりでございます。一定規模以上の建築物をはじめ、工作物、屋外広告物などが対象となっております。

また、景観形成地区の西が丘地区と赤羽京浜通り地区の2地区につきましても、規模等にかかわらず、お示しの建築行為等の届出が必要となっております。

表は、平成17年度から27年9月30日までの届出数をお示ししております。平成27年度は、10月1日から新たな条例に基づく届出となりましたので、旧条例での届出数は62件となっております。後ほど資料1-4でご説明させていただきます。新条例の届出との合計では、年間で112件ということで、これまでの年度からいきますと、一番多くの届出をいただいているということになります。

裏面をご覧ください。こちらは、旧条例に基づくということで、過去の5年間の届出対象物件ごとの構成割合などにつきまして、棒グラフでお示しをさせていただいております。ご参考にご覧いただければと思います。

次に、資料1-2、資料1-3につきまして、27年度の大規模建築物の届出のうち、代表的な事例と西が丘景観形成地区内の事例をまとめさせていただいております。

資料1-2の1ページ目、(仮称)王子駅前計画の事例をご紹介します。都市景観づくり基本計画の景観づくり方針とともに、北区の景観てびきの項目に照らしまして、具体的なチェックをしております。歩道状空地の床仕上げ、設備機器類の配置、道路へ面する部分の駐車場への見え方の配慮などについて要望し、細部にわたって、対応をさせていただきました。評価ですが、色彩については、周辺の建物や飛鳥山の緑と調和したものとなっており、上層部をガラス手すり等として、圧迫感を与えない配慮がされております。また、建物の周辺には、十分な広さの空地と植栽が計画されており、緑豊かな潤いある歩行空間が創出されている。としております。

2ページ目、裏面をごらんください。(仮称)田端アパートメンツ12号棟建替計画です。こちらにも、北区の景観てびきの項目に照らし、具体的なチェックを行うとともに、敷地周囲全体への緑化、安全性を考慮した照明計画をさせていただきました。写真の左上の部分になりますが、夜間の照明の状況を載せさせていただいております。

評価ですが、暖色系を基調としたタイル仕上げで、最上階がセットバックをしております。周辺の建物と調和しております。また、自転車やごみ置き場、設備室の配置も工夫されております。

続きまして、3ページをご覧ください。(仮称)東京成徳大学十条台キャンパス再整備計画です。こちらにつきましても、北区の景観てびきとの項目に照らし、具体的なチェックを行っております。駐車場の植栽の工夫、敷地内へ入りやすいように通路の形状を工夫するなど、配慮がなされております。写真でもご確認いただけますが、外観がホワイトグレー、一部木製ルーバーで形態デザインがよく整理されておりました。屋上階に屋外機

器を集中して配置するなど、景観への配慮がなされているとの評価をさせていただいております。

続きまして、資料1-3になります。こちらは西が丘景観形成地区の届出事例になります。共同住宅の事例ですけれども、北区の景観てびきの項目の具体的チェックとともに、緑の量について、プランターや前面道路沿いにスペースを設けて、緑を増やしていただいております。また、まちへの潤いある空間を確保していただきました。また、ベントキャップ、通気口や樋を外観と調和した色彩としていただいております。形態がシンプルで、すっきりした計画で、外観や屋根など周囲と調和した配慮がされていると評価しております。

次に、資料1-4をご覧ください。こちらが、10月1日以降の、新条例に基づく「景観届出等の届出状況」になります。届出及び事前協議の対象となるものにつきましては、裏面にまとめてございますので、まず、そちらをご覧ください。対象行為といたしましては、建築物、工作物、開発行為で、内容の概要については、記載のとおりでございます。また、対象の規模については、対象行為や地区区分に応じて決められているところでございます。

それでは、表面にお戻りいただけますでしょうか。事前協議・景観届出の件数ですが、一般地区で建築行為については、事前協議が44件、景観の届出が34件、工作物が事前協議8件、景観の届出が5件、開発行為については、ともに0件となっております。以下、重点地区につきましては、記載のとおりとなりまして、合計では、建築行為、事前協議が56件、景観届出が45件、工作物が事前協議9件、景観の届出が5件となります。

平成27年度の届出数は、先ほど旧条例でお話をさせていただきましたが、旧条例62件と新条例での届出50件を足しまして、年間では112件という届出件数ということになります。

以上、平成27年度景観届出等の状況について、ご報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

(会長)

どうもご苦労さまでした。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

(委員)

ご報告ありがとうございます。条例が変わったということでの二つの数値も見せていただいたのですが、西が丘地区は、景観形成重点地区ということになるわけですが、ここでの件数が、9月30日までのところで、既に14件になっていて、それで、新たにここには景観の届出、事前協議も含めて数が入っておりますが、合計してみると、かなり件数的には高くなっているのではないかと思います。この辺の特徴点とかを改めて伺わせていただきたいと思っております。

あともう一点ですが、先ほどの、112件ということだと、景観の届出のところを合わせて、45にプラス5の50を足すということになっているということでしょうか。この辺の事前協議と景観の届出のところでの数字の把握の仕方があるかと思っておりますが、改めて確認させていただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

(都市計画課長)

まず、特徴ということですが、1-1の表で、約10年間の取りまとめをさせていただいておりますが、なぜここに来て、件数が伸びたのかというのは、正直、わからないところですね。ちょうど新しい条例を施行したということで、対象が厳しくなったので、届け出が増えてきたのかということ、そのようなことではないと思っております。この10年間の中

でも、100件を超える年度というのが数年出ていますので、そのような意味では、推移としては100件前後というのがこの届出の状況ではないかと見ております。

また、先ほどの件数の合計というご紹介の中で、事前協議というのは、前もって、こういう建物を建てるのですが、どうでしょうかということでご相談をいただいております、その相談の中で、ある程度、景観についてやりとりをさせていただいた中で正式な届け出をいただいたのが景観の届出ということで、件数を出しております。

したがって、今回、まとめさせていただきましたのは、旧条例での届出件数62件と新条例での建築行為の45件と工作物の5件を合わせて、50件ということで、合計112件とまとめさせていただいております。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。その全体の景観届出数ですが、今、全体では、毎年100件近い数字になっているとのことだったのですが、そういう中でも、特に西が丘地区のところでの件数が、前年、27年度は増えているということがありましたので、少しここは気になりました。もう少し増加の理由だとか傾向とかが明らかになりましたら、またぜひご報告いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

いかがでしょうか。

(会長)

西が丘について、何かわかることがあったらお願いします。

(都市計画課長)

西が丘地区につきましては、重点地区ということで、地元の町会・自治会とも協力をいただきながら進めさせていただいておりますので、町会・自治会からも情報をいただきながら、状況把握や分析等を行い、こういった傾向があるのかというのは、今後、研究してまいります。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

すみません、もう一点よろしいでしょうか。あと、田端のアパートメンツのご紹介があったのですが、これは12号棟と今回、写真ではご説明いただいておりますが、そうすると、これは同じような建物がこのように12棟とか、増えてきている場所なのかどうか。私が少しここを確認していなかったものですから、すみませんが教えていただけますか。

(都市計画課長)

この地域に12棟あるのかということについては、今は正確に把握していませんので、後ほど確認をさせていただきたいと思っております。少しお時間をいただければと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(なし)

(会長)

それでは、西が丘地区の動きについて、また何かわかりましたら、次回にご報告いただければと思います。

それでは、次に行きたいと思います。2番目の「景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告」ということで、事務局からお願いいたします。

(都市計画課長)

それでは、「景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告」について、ご説明をさせていただきます。

資料1-5をご覧ください。景観形成重点地区の西が丘地区につきましては、建築物の景観形成基準の数値基準、敷地面積が100㎡以上という基準を設けております。ただし、北区景観づくり審議会、当審議会が認めた場合には適用しないことができるとしており、前回開催の審議会におきまして、「審議会が認める場合」について、手続の迅速化、簡素化を図るため、「包括処理基準」についてご承認をいただきまして、昨年9月30日より運用をさせていただいているところでございます。

今回、ご報告させていただく案件は、規模の基準である敷地面積が100㎡を下回るけれども、既存不適格の敷地として適用除外としたものについてと、借地権解消による分割のため、特例措置を適用したものについて、でございます。

裏面をご覧くださいませでしょうか。案件の1ということで、既存不適格の事案として適用除外したものでございます。建物の計画概要は、専用住宅の木造3階建てです。建築敷地は47.66㎡ですので、景観形成基準には不適合となりますけれども、適用除外の確認事項として、昭和53年時点で既に木造2階建ての建築物があり、登記簿により基準日以前から100㎡を下回っていることを確認しましたので、適用除外とさせていただきました。

続いて、案件の2になります。こちらは、借地権解消による分割の事案として特例措置を適用したものでございます。概要ですが、借地権解消のため、建築敷地の一部を分割することにより、分割後の敷地が100㎡を下回るものです。現在の借地である敷地は322.54㎡について、242.66㎡を所有権を有する土地として継続して居住し、残りの敷地82.47㎡を借地権解消のための資金に充てるため、売却するというものでございます。

特例措置の適用の確認事項ですが、①から③として、「引き続き、景観づくりに協力すること」、「敷地分割に際して、既存建物が建築基準法に照らし、適法であること」、「分割敷地の売却にあたって、景観に配慮する計画、建築計画の内容について、確認することを購入者へ継承すること」、との条件を付した上で、適用をさせていただいたものでございます。

以上、ご報告させていただきました。

(会長)

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。西が丘での適用除外の2件についてのご説明でした。

(なし)

(会長)

それでは、先へ進ませていただきます。

3番目になりますが、「北区景観づくりシンポジウム開催報告」について、説明をお願いします。

(都市計画課長)

それでは、報告事項三つ目、「北区景観づくりシンポジウムの開催」について、報告させていただきます。

資料1-6をご覧ください。まず、開催の概要ですが、3月19日、19時から21時、北とびあで開催をさせていただき、98名の方にご参加いただきました。当審議会からも何名かご参加いただき、会場が約100名の方が収容できる大きさでしたが、会場いっぱいの中で開催することができました。ありがとうございました。

区長の挨拶の後、秋山秀一先生の基調講演、パネルディスカッションの2部構成で行われました。3ページをご覧ください。下のほうになりますけれども、パネルディスカッションでは、先生にコーディネーターをお願いいたしまして、4名の方にパネリストとして、それぞれの立場からご意見をいただきました。

5ページ以降に、参加された方のアンケートをまとめております。6ページをご覧ください。「参加されたきっかけ」ということでは、「テーマに関心があった」ということで、73%の方からご回答をいただいております。また、シンポジウムの感想としては、「とてもよかった」が33%、「よかった」が46%ということで、合わせて79%、8割の方からよかったとの感想をいただきました。

資料には、そのほか、当日及び告知のチラシを添付させていただいております。後ほどご覧いただければと存じます。

また、先生には事前のご相談を含め、当日の進行など、大変お骨折りをいただきました。この場をおかりしまして、改めてお礼申し上げます。

以上、ご報告とさせていただきます。

(会長)

どうもご苦労さまでした。ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

この日のシンポジウムに参加させていただきました。やはり今、アンケートの回答の内容を見ますと、いろんな意見が出ておまして、景観づくりは大切なんだということとか、事務局のほうからお話がありましたように、テーマに関心があるというところが、区民、住民一人ひとりがこの景観をつくっていくんだということを改めて私自身もこのアンケートから感じたところです。

質問ではないのですが、やはりこのようにとてもいい機会だというアンケート結果も出ておりますし、私は、実際、シンポジウムに出席した後に、行く先々で、こういうのがあったのよとか、こういう内容だったのよというお話ししましたら、へえ、そうなんだという声結構ありましたので、やはり住民の方一人ひとりに関心を持っていただいたり、また、このような機会が設けられて、みんなでこの北区を考えながら、景観づくりをしていくということは、本当にこの北区の景観の良さですとか歴史、いろんな建造物とか、そういう個性的なまちづくりにも関連してきますし、また、ひいては、いろいろと防犯面ですとか、本当にまちづくり全体につながるものですので、ぜひ、このような会は今後も継続していただきたいなという意見です。

(会長)

どうもありがとうございます。  
ほかによろしいでしょうか。

(委員)

私も参加させていただいたのですが、どれだけの方々に関心を持っていただいているか、少し心配でした。しかし、当日はもう座るところがないぐらいに会場に人がいっぱい、それぞれのシンポジストの方たちも、自治会の会長さんをはじめ、ボランティアとして活動されているということで、それぞれのお立場から、とてもいい発言をしていただいたのではないかなと、すごく思いました。この景観づくりでも大事にしてきた、区民の皆さんと一緒にみんなで作るということがシンポジウムの中でもとてもよくあらわれていて、また、感想の中にもありましたが、参加された方の中からも、できればそういう自分の思いも伝えられたという声が出ていましたので、そのような時間をとっていただくことができれば、本当にいいなと思いました。

第1回をこうすることでやっていただいたということは、とても大きなことだったと思いますので、今、委員からもお話があったように、ぜひ、そういう機会をこれからもつくっていただいて、そして、いろんな形で、皆さんが参加して、自分の思いを発言できるような場をとっていただければと思っております。

それから、自治会の会長さんからお話があった大事な桜のことですけど、随分心配していると思うんですね。私も桜が大好きなので、この桜をぜひ大事にしたいなと思っておりますが、なかなかソメイヨシノなどには寿命があったり、いつときにわあっと咲いてしまうので、その後一気に散ってしまうなどの状況があるようです。今、地域によっては、桜の樹木についてもいろんな種類があるので、そういうのを取りまぜて植えようよということも、区内で行われているようですので、その辺のところも少し紹介していただきながら、これからそのようなことも含めて、みんなで考えていくまちにということ。やっぱり住民の皆さん方が主体となって取り組むことがまちづくりの基本だと思っております。そこで、もし、桜の件で何かどこかで工夫されているところがあったら、教えていただきたいなと思うことが一点です。

それと、やはり今、大きなまちの課題というのがありますけれども、一つ、道路のことでも、ちょうどこの西が丘の景観地域とのかかわりも出てくる道路が、今、予定されています。そのようなところも含めて、ぜひ、住民の皆さん方の声を大事にしながら、一つ一つそういう声に応えながら、丁寧に取り組んでいただくということ、今日は六建の所長さんもお見えになっていらっしゃるんですけど、ぜひ、住民の皆さんの声を丁寧に取り上げていただいて、いいまちづくりが進められたらと私は思っています。もし何かありましたら、よろしくお願いします。

(会長)

事務局、いかがですか。

(都市計画課長)

大変心強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

初めての普及啓発事業ということで、取り組ませていただきましたので、なかなかどういった企画でやっていこうかということで、日程ももう大変押して、最後には本当に、会長にお願いをしたところでございますけれども、本当にいいシンポジウムが開催できてよかったなと思っております。

この普及啓発の事業を景観シンポジウムという形で、今回、開催をさせていただきますし



たけれども、今後、いろんな形で、シンポジウムに限らず、形態なども検討しながら進めていきたいと思っております。

今、委員のほうから桜について、景観ということで、町会長も含め、いろんな方からご意見をいただいておりますが、やはり桜も、樹木全体そうでしょうけれども、これから台風の季節になると、倒木があったりと、そういう面で維持管理というのが大事になってきます。また、桜については、寿命が60年とか100年以内というような話もあって、やはり入れかえ、新陳代謝のようなものが必要だと思っております。老木になってきたら、そこに新しいものを植えていくなどして、全くゼロか100かということではないような維持管理をしながら、適切に管理していくといったことが必要だと思っております。北区の景観でも守り育てるといったところもありますが、 つくるという視点での景観もありますので、そのようなことを織りまぜながら、区民の皆さんの声を聞きながら、景観行政を進めていきたいと思っております。

(委員)

ぜひ、区民の皆さんの声を聞いてというところを、これからも大事にしていきたいと思いますし、この後出てくる報告の中でも、やはり会長が、随分、長い時間をかけて、北区のこの景観ということについて取り組んでいただいていたんだということも、先日のシンポジウムを聞かせていただいて、また、北区景観アドバイザーの方からもいろいろと貴重なご意見などもただけて、本当によかったなと思っております。

今、桜のこととか、それから、崖線が通っているということが、北区にとっての非常に大きなまちの特徴になっていると思うので、その点もやはり大事にしながら、歴史や文化等も含めて景観なんだということが、この間のシンポジウムの中で、とてもよく理解できましたので、これからもよろしく願います。ありがとうございました。

(会長)

どうも貴重なご意見ありがとうございます。

委員、願います。

(委員)

少し話がそれると思うのですが、一応、負の遺産として空き家の問題がいろいろと景観に関しても、あまり影響的にはよくないところがあると思うのですが、話を広げてしまう形になりますし、空き家に対しては、この場で話すのはどうか分かりませんが、どう思っているのか、少し役所の方にお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

(都市計画課長)

空き家対策特別措置法という法律もできまして、持ち主の特定をできるとか、あとは、最近では品川区のニュースがございますが、代執行ができるということで、強制力を持った適用ができるようになっております。

ただ、景観のところではいきますと、景観を乱すような空き家についても、そういった措置がとれるとはいいいながらも、建物が傾いていて、倒れると危険だというような、目に見えて定量的な判断ができない部分がございます。したがって、そのあたりは、今後行政の判断だけではなく、地域や専門家の意見などを聞きながら、建築の構造的な部分も含めて検討していくような形になるかと思っております。

今、そのような手順の進め方であるとか、どのようなものを対象にしていくのか、そういったことについて、北区の庁内で検討させていただいておりますので、今後、さまざまなケースについて、区の中でも議論し、まとめていくような形になると思っております。

(会長)

どうもありがとうございます。空き家というのは、景観の上からも非常に問題が多いということで、今後、進展、区の取り組み等で動きがありましたら、またご報告いただいて、審議すべきものがあつたら、かけていただければと思います。よろしくお願いします。  
ほかに。委員。

(委員)

すみません。ちょっと話を桜に戻したいと思います。北区は、区内の至るところに桜を見ることができるスポットがあります。飛鳥山を抱えて、吉宗の時代から名所となっています。

それで、今の委員のお話を聞いていて、ふと「さくらサミット」というものがあることを思い出しました。北区は桜が区の木でもありますよね。そのようなものに参加、加盟をしているのでしょうか。まず、それを教えてください。

(都市計画課長)

私の記憶の中で申し上げますと、たしか平成の1桁の時代に、「さくらサミット」ということで、北区が会場になって、開催をさせていただいたのですが、今、北区で、定期的に会員になって参加しているかどうかの状況については……。

(委員)

すみません、地域振興部長です。うちの部の中に観光担当というセクションがあります。それで、観光担当が毎年参加しています。加盟している自治体が全国に20とか30とか今、正確な数はわかりませんが、その加盟している自治体で替わりながら開催をしております、自治体によっては、首長さんが出席をされているところもありますが、北区はここ数年、観光担当の課長が区長の代理として出席をさせていただいているといった状況です。

(委員)

そのような話を持ち出したのは、私の出身が富士というか静岡なのですが、富士市は「ばらサミット」というのに加盟してまして、やはり市の花がそうなのでしょうね。区政50周年と抱き合わせて、富士市で「ばらサミット」というのは、先週の日曜日あたりに開いたと思います。やはり20何自治体が参加していて、持ち回りで、たまたま今年度が富士市だったのですが、何をやるのかなといったら、事例ですとか、やはり北区は桜ということになると思うのですが、富士市の場合は、バラを使ってまちづくりとか、その事例をいろんな全国の加盟の人たちがそこで発表したり、技術的なものもみんなに広めたりとか、そのような交流をしたりとか、あと、連携するとか。そのようなことをしているという話なので、「さくらサミット」で、もし、そういうものがあれば、そこでの全国の事例とかをまちづくりに何か生かせるようなノウハウなり、ネットワークなりがあれば、景観とかまちづくりにまた発信ができるのかなと思ったものですから、少し聞きました。

もし、実際、今、参加なさっているというお話でしたら、やはりそれをそこで参加したで終わってしまうのではなくて、そこでの他自治体の事例ですとか、そういうものが表に出てくるようなことがあつたらいいなと思いました。

以上です。

(会長)

じゃあ、委員、よろしくお願ひします。いろいろ宿題が出ましたね。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

(会長)

シンポジウムに関しては、土曜日の夜ということで、集まっていたか少し心配だったのですが、当日は本当に満席で、皆さん熱心に参加していただきました。いや、参加ではないですね。参加したかったのに、聞くだけで少し不満が残った方もいらっしゃったみたいで。いろんな時間帯にやって、もっと時間にゆとりをとったりして、来場していただいた区民の方とコミュニケーションをとるような、そのような機会もつくれるといいですね。また、ぜひ、ご検討ください。

区民と一緒につっていく、育てていくということは、次の報告事項も密接に関連すると思います。

それでは、次の4番目、「新たな北区景観百選の選定」について、説明をお願いします。

(都市計画課長)

それでは、資料1-7をご覧ください。北区の景観百選につきましては、平成10年3月に認定をさせていただいておりました、その後、平成19年3月に一部改定をしております。改定からおおむね10年を経過し、北区も昨年度から景観法に基づく景観行政団体として、景観行政を進めていくことから、この機会に北区新景観百選を認定したいと考えております。

進め方といたしましては、現在認定されている百選を含めまして、区民推薦に基づき、候補を選定し、区民投票の結果に基づいて、審議会でのご意見を踏まえ、認定するという形で、現在の百選の認定もほぼこれと同じ進め方で行ってまいりましたので、同様の流れでと考えてございます。

予定といたしましては、本年度につきましては、選定の準備といたしまして、来年2月前後に開催を予定しております第3回の審議会で、選定に関する諮問をさせていただきたいと思っております。平成29年度に候補の選定、平成30年度に投票と新景観百景の認定をしまして、ガイドブック等の発行により、周知をしていきたいと考えております。

裏面には、「北区景観づくり計画」、「北区景観づくり条例」において、景観百選についてうたっている部分を抜粋させていただいております。ご確認いただければと思います。以上、ご説明とさせていただきます。

(会長)

どうもご苦労さまでした。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

(委員)

先ほどのところともかかわりますが、やはりこの景観百選のところでは、この間もシンポジウムのところで、写真のパネルの展示がありましたが、あのようなものを見せていただくと、自分では気づかないような良さというのを発見して、とても楽しかったですね。私も写真が大好きなのですが、意外性というか、ああ、こういう場面の見方があったのかということに気がついて、とても楽しい思いをしました。

今回も、新たにこうした100の場所を選んでいくということになると、きっと会長も

おっしゃったように、新しい物語を、また私たち区民がつくっていくということになっていくのかなと思うのですが。10年、それから20年という経過の中で、実際に景観百選として選定されてきたけれども、やっぱりいろんな事情で、その場所がなくなってしまったところも結構出てきているというふうに、この文書の中にも出ていたのですが。ちょっと気がかりなところで、どのような場面があるのかどうか、その点と。

それから、今後は、観光の視点というようなことも含めてということだったのですが、今までもかなりそういう点を、皆さん方が撮っていただいている方々とか選んでいただいている方々も、そうした思いがとても強くあったのではないかなというように思うのですが。新たにそここのところを加えていくということで、今後、どのような展開が期待されていくのかということをもし、いろいろと今の時点で、このようにできたらというのがあれば、教えていただきたいと思います。

(都市計画課長)

一度、景観百選ということで選定をさせていただいていておりますので、基本的にはその経験則にのっとって作業を進めていきたいと考えております。実は、もう既に百選で選ばれた建物は無く、全然違う建物が建っていたりというような変化がありますので、選定してから20年の間のまちの移り変わりみたいなものが景観百選の中でも映し出されてくると、初めの景観百選の価値も、過去、こんな北区は景観があったんだなという振り返る冊子としてまた新たな価値を見出せるのかなというようにも思ったりしています。

また、同じ景観でも、周りの景色の変化の中で、どのような景観として映り込むのかというような、そんな部分も少し楽しみだなと、個人的ですが思っております。

以上です。お答えになっているかどうかわかりませんが。

(会長)

委員。

(委員)

すみません、一般論になってしまうのですが、いいでしょうか。僕は一番最初から景観づくり審議会に来ています。なぜ来ているかといいますと、景観づくりや、まちづくりというのは文化遺産だと思っているものですから、次の世代にいいものを渡したいなと思って僕は、参加してきました。

それで、まちというのは、景色だけではなくて人が住んでいるところなんですね。僕は、この間のシンポジウムでも思ったのですが、これから北区は若い人が自由にしゃべって、夢を語るまちになるといいなと思いました。やはり20代、30代のこれからの人が夢を語るような、感性の豊かな景観社会を反映してつくってほしいと思いました。ぜひ、いろんな意味で若い人が参加することができるような機会をうんと増やしてほしいと思います。今の10代、20代の若者がおばあちゃんやおじいちゃんになったときに、ああ、北区はいいまちだとおっしゃっていただければ、僕がここにいる値打ちがあるような気がするんです。

そのような意味でも、若い人がうんと参加できるような、いろんなイベント、このシンポジウムもそうですし、まちづくりの景観もそうなのですが、若い人の感性をうんと生かしてほしいと思いました。

以上です。

(会長)

どうも貴重なご意見ありがとうございます。若い人たちにも積極的に参加していただい

るような百選の選び方、また、委員の皆さんからいろいろアイデアをいただきながら、今後、具体化していけるといいなと思います。よろしくお願いします。事務局もよろしくお願いします。

(都市計画課長)

貴重なご意見ありがとうございます。そういった方に投票の機会が増えるような投票形式なども工夫してまいりたいと思います。

(委員)

それで、あと、子どもたちの部と分けてもいいと思いました。子どもたちだけでも百選を選ばせて、そのようなイベントに参加したりすると、何か新しい感性のパンフレットとか、そのようなものができるのではないかと思います。大人はどうしても観念的で、常識的になってしまうので、やはり何か楽しいものをつくってほしいと思いました。お願いします。

(会長)

どうもありがとうございます。  
委員。

(委員)

私も景観アドバイザーを務めさせていただいて約20年になりました。最初に来たころに、百選でご担当の方が非常に苦労されていたことを思い出します。その100という数にこだわったときに、例えば、新しい施設が候補になったとすると、では、前の百選に選ばれたものは、それはもう百選ではないという形になる可能性があると思います。ですから、その辺をどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、まち歩きマップのようなものがあると思います。そのまち歩きマップと連動して、百選のところを巡れるような感じのものもあわせてつくっていただけたらと思います。

それから、もう一つは、ちょうどこの平成30年というと、オリンピックのこともありまして、北区は特に代表選手の集まる練習場があります。あの辺が一つ僕としては、様々な競技の選手が集まるということもありますので、景観以外の視点として、それも一つの特別な候補としてあるかと、少し個人的に思っております。

(会長)

昔の古いほうの百選はどうなるのか。

(都市計画課長)

昔の古いほうの百選はもう要りませんというわけではありません。平成10年度の百選、今度は平成30年度の百選という形で、時代とともに選んだ百選はこうです、というようなことになるのではないかと思います。百選でなくなったから、もうそこは景観としては重要でないということではなく、並べてみれば、北区には既に、そのときにもう約180個所のいいところがあります、というようなPRもできるのではないかと考えております。

今、二つ目のご意見でいただいたように、マップの中に落とし込んでいくという工夫もできるなと思ったところです。

また、オリンピック・パラリンピックということで、これについては、今、東京都をはじめ、北区でもそのことを契機に、まちづくりを進めていこうという、庁内でも横断的な取り組みをしております。その中でこの景観百選と、また、観光の視点をうまくマッチン

グできるかどうか、そのあたりはもっと深く検討してまいりたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。もういろいろアイデアが次々と出てきます。  
委員。

(委員)

非常に実務的な話をします。現在の景観百選の中で、実際になくなってしまっているものは当然、抜けてくると思います。しかし、残っているものについては景観的価値が、昔はあって今はないということはないはずで、それが残るとすると、クラッシュ・アンド・ビルドではなく、結果的には、結局は抜けたものの補完という形になるのかなと思っています。

また、現在の百選の中で、既にある、価値が下がったといった理由で、抜かざるを得ないという個所が、幾つぐらいあるかは把握なさっていますか。つまり、その分を新規にピックアップすれば、簡単に言えば、できてしまうわけですね。

それを景観まちづくりの啓発イベントとして行うのであれば全く話は別なのですが、実務的に改訂版をつくるということでしたら、今の話で十分ではないかと思ったものですから。話は戻りますが、把握しているのであれば、抜かざるを得ない個所は幾つぐらいあるかということをお教えいただきたいと思っています。

(都市計画課長)

今年度、選定の準備ということで、その辺の把握も年度の前半でさせていただきたいと思っています。今、数が幾つかということは、まだ正確に把握をしておりません。しかし、いくつかはそのようなところを事務局としては押さえております。私も感覚的なところですが20個所ぐらいではないかと思っていますが、それも含めて調査をかけたいと思っています。

また、20個所なくなったのだから20個所選んで百選にしてもいいのではないかと、一つのご意見と受けとめさせていただきます。しかし、改めて百選を選ぶ、またイベント的なことをやることによって、景観に対する意識の高揚であるとか、また啓発にもつながっていくのではないかと、一から今までの百選も含めて、選定していきたいと思っています。

(会長)

それでは、また現状どうなっているかということも含めて、次回の審議会でご報告いただければと思います。

委員。

(委員)

それと、今後のことで皆さんの提案の中に、やはり案内板の充実ということもあったと思います。今、すぐお隣の委員と話していたのですが、北区というところは、100年前はたくさんの軍事施設があったという場所から、今のように70年かけて、いろんなまちの変遷がありました。だから、何か皆さんから募って、そうした景観百選の新しいものと、それから、そのようなことを案内する文章のようなものもぜひ、ここであわせて考えていただけたらどうかと、すごく思っています。なかなかいい機会ではないではないかと思っています。

私たちも、先ほど委員がおっしゃってましたが、やはり若い方たちにつないでいて、

住み続けていけるまちをつくっていくわけですから。委員、この間のシンポジウムでは、20代、30代の方々も結構お見えになっていたもので、私もよかったなと思いました。ぜひ、そういう方たちに、北区がこれまでどうだったのか、また、新しい時代につなげていけるような、そんな説明の文章なんかも、ぜひ、みんなで考えていただいたらいいなと思います。よろしくお願いします。

(会長)

どうもありがとうございます。次々具体的なご意見をいただきました。

委員。

(委員)

単なる思いつきなのですが、今、北区の評価というのは、いい評価もあれば、悪い評価もある中で、最も印象がないというのが北区なんですね。北区ってなに、と一口で言うことは難しいし、説明してもよくわかってくれない。特に全国へ行くと、ほとんどわかってくれないんですね。そういう意味では、北区はこんな区ですよと、なかなか簡単に説明しづらいのが北区なのかなと思っています。

そんな中で、例えば、アド街ック天国とか東京ウォーカーとか、20代、30代の方、また、東京以外の方は、そういう雑誌などの中で、この北区とか赤羽とか王子とかに対しては、非常に高い評価をつけています。それは、まちの勢いとか生活感とか、そのようなものに対する評価ではないかなと思っています。

今、北区が目指している中でも、これからいろんな施策の中に、人が輝くとか、まちが輝くとか、未来が輝くとか、北区が未来志向に重点を置いていこうということが、施策の方向性の根底にあるのだと思います。また、最近、住みたいまちは、吉祥寺などブランド志向で持っていかれてしまっていますが、住んでよかったまち・北区ということで、実際に住んでよかったという印象などは、都内での評価は2番目、また、雑誌によっては1番という評価も得ています。

先ほど、委員が若い人の感覚というお話にもありましたように、今後の百選の考え方の中に、北区が、我々は気がつかないけれども、外から見たときに、そのようなところに非常に高い評価をいただいているということ、何らかの形でこの次の百選で情報発信できないかなと。漠然と考えたものですから、とりとめのない話になりましたが。

(会長)

どうもありがとうございます。

それでは、次回、またもう少し具体的な形でお答えいただけるということなので、そこで改めてご意見をいただきたいと思いますが、やはり全ての世代の区民が参加できるような、そして、百選を選ぶ中を通じて、区民の皆さんが北区の魅力をもう一度再発見できるような、そのような新しい百選にできたらなと思います。よろしくお願いします。

これで、報告事項が終わって、その他ですが、ここで休憩をとらせてください。10分間、15分に再開ということによろしいでしょうか。お願いします。

《 休憩 》

(会長)

それでは、再開いたします。

その他に入りますが、1と2、「東京都北区景観づくり審議会運営要綱」についてと「東京都北区景観づくり審議会傍聴規程(案)」について、これは関連していますので、一括

してご説明をお願いします。

(都市計画課長)

それでは、運営要綱及び傍聴規程についての案について、ご説明をさせていただきます。

資料2-1をご覧ください。「東京都北区景観づくり審議会運営要綱」でございます。こちらは、本年4月12日に区長決裁により規定を設けさせていただきました。これまでの運営に関することを明文化させていただいたものでございます。

裏面をごらんください。第11条でございます。「この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める」と規定をさせていただいております。

続いて、2-2のご説明をさせていただきます。審議会条例施行規則で公開が規定されている当審議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるもので、先ほどご説明させていただきました運営要綱第11条に基づき、審議会で決定していただくものということで、案をお示しさせていただいております。傍聴人の定員、傍聴の方法、傍聴できない者、傍聴人の守るべき事項、裏面になりますけれども、審議会の秩序の維持、傍聴人の退室、規程の疑義について、規定をさせていただきました。こちらの規程につきましては、北区で設けております都市計画審議会に準拠した形で規定をさせていただいております。

ご承認いただければ、今後、運用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(会長)

どうもご苦労さまでした。ただいま運営要綱と傍聴規程(案)について、ご説明いただきましたが、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

基本的には、この審議会についても、先ほどから公開ということだったと思いますが、この辺もとても大事なことだと思っています。都計審の内容に準じての今回、お示しいただいた中身ですけど、この最後のところの第7条に、非公開ということもあり得るという記述があるかと思っています。基本的には公開だと思うのですが、例えば、都計審などでそのように非公開になったことなどはこれまであったのかどうか、その辺についても伺わせていただきたいと思っています。

(都市計画課長)

事務局です。

非公開になった審議会というのは、なかったと記憶しております。

(会長)

よろしいでしょうか。

区民の皆さんが高い関心を持っていただいている事項をここでは審議しているという自負がありますが、比較的前向きな審議が多いので、非公開というようなことは、この審議会はあまりなさそうという気がしますね。

ほかにいかがでしょうか。

(都市計画課長)

先ほど大規模建築物の届出の中で、田端アパートメンツ12号棟ということで、12棟あるのかというご質問を委員のほうからいただきました。昭和57年当時、ここの田端のアパートメンツは、荒川区の区境なのですが、57年当時は13号棟、13戸の建物があ



ったと。

(委員)

同じような建物ですか。

(都市計画課長)

ええ。これは、第一生命の社宅や銀行の社宅など、社宅のような形で13棟ありまして、58年ですと12棟になって、平成27年になりますと6棟に減っているということで、今現在は2棟が残っているような状況ということです。そのときにつけられた番号の号棟が12号棟ということで、仮称ということで、今回、建築の計画が出されたという経過でございます。

以上、ご質問にお答えさせていただきました。

(委員)

ありがとうございました。この建物が12棟並んでいたら、すごいなと思いました。すみません、ありがとうございました。

(会長)

そうですね。どうも調べていただきまして、ありがとうございます。

それでは、その他の1と2に関してですが、特にご質問、ご意見がないようでしたら、東京都北区景観づくり審議会傍聴規程については、本案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

( 異議なし )

(会長)

どうもありがとうございます。

それでは、3番目、「今後の予定」について、事務局からお願いします。

(都市計画課長)

先ほども新景観百選ということで、ご案内をさせていただきましたが、来年2月前後、まだ日程は確定ではございませんけれども、今年度内にもう一回、審議会の開催を予定させていただきたいと思っております。その際には、また改めて通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(会長)

次回は、来年2月ごろということですが、今後の予定について、何かご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

( なし )

(会長)

それでは、以上で、本日予定していた議事は全て終了しました。

ほかに委員の皆さんから何かございますか、この場で。特にいいですか。

( なし )

(会長)

先ほど特に北区景観百選の新バージョンに関しては、たくさんご意見いただきました。やはり区民の皆さんと一緒に考え、これからの新しいステップを踏み出していく、とてもいい機会だと思いますので、次回は具体的な中身についての多分、議論ができる場になると思いますので、その節はぜひ、またよろしく願いいたします。

きょうは、皆様のご協力をいただいて、充実して、全て次第が終了しました。どうもありがとうございました。

これで事務局にマイクをお返しします。

(まちづくり部長)

皆さん、お忙しいところ、熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございます。特に、今、会長からお話ございましたように、まさに北区が進めております北区の魅力を発信する都市戦略、これが今回の新景観百選にマッチングする事業ということで、非常に我々もプレッシャーを感じております。事務局としても、すばらしい企画書が次に出せるように、努力してまいりたいと考えております。ぜひ、また次の審議会では、熱心なご審議をいただきたいと思います。存じます。

本日は、本当にありがとうございました。これで、今日の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。